

古都保存法、歴史まちづくり法 及び関係政令等

目 次

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
----- P. 1~P. 9
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を
定める政令
----- P. 10
- (3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令
----- P. 11~P. 22
- (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則
----- P. 23~P. 25
- (5) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
----- P. 26~P. 41
- (6) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令
----- P. 42~P. 46
- (7) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則
----- P. 47~P. 48
- (8) 文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び
向上に関する法律施行規則
----- P. 49
- (9) 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規
則
----- P. 50~P. 52

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (昭和四十一年一月十三日法律第一号)

最終改正：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(目的)

第一条 この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

2 この法律において「歴史的風土」とは、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう。

(国及び地方公共団体の任務等)

第三条 国及び地方公共団体は、古都における歴史的風土が適切に保存されるように、この法律の趣旨の徹底を図り、かつ、この法律の適正な執行に努めなければならない。

2 一般国民は、この法律の趣旨を理解し、いやしくもこの法律の目的に反することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(歴史的風土保存区域の指定)

第四条 国土交通大臣は、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をするときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

3 前二項の規定は、歴史的風土保存区域の変更について準用する。

(歴史的風土保存計画)

第五条 国土交通大臣は、歴史的風土保存区域の指定をしたときは、関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画（以下「歴史的風土保存計画」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 歴史的風土保存計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項
- 二 歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- 三 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項
- 四 第十一条の規定による土地の買入れに関する事項

3 国土交通大臣は、歴史的風土保存計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、官報で公示しなければならない。

4 前三項の規定は、歴史的風土保存計画の変更について準用する。

(歴史的風土特別保存地区に関する都市計画)

第六条 歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に歴史的風土特別保存地区（以下「特別保存地区」という。）を定めることができる。

- 2 府県は、特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が特別保存地区である旨を明示しなければならない。
- 3 特別保存地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（歴史的風土保存区域内における行為の届出）

第七条 歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ府県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 土石の類の採取
 - 五 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 3 国の機関は、第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事にその旨を通知しなければならない。

（特別保存地区の特例）

第七条の二 第二条第一項の規定に基づき古都として定められた市町村のうち、当該市町村における歴史的風土がその区域の全部にわたって良好に維持されており、特に、その区域の全部を第六条第一項の特別保存地区に相当する地区として都市計画に定めて保存する必要がある市町村については、別に法律で定めるところにより、第四条から前条までの規定の特例を設けることができる。この場合において、当該都市計画に定められた地区についてのこの法律の規定（第四条から前条までの規定を除く。）の適用については、当該地区は、第六条第一項の特別保存地区とする。

（特別保存地区内における行為の制限）

第八条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - 三 木竹の伐採
 - 四 土石の類の採取
 - 五 建築物その他の工作物の色彩の変更
 - 六 屋外広告物の表示又は掲出
 - 七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
 - 3 前条の法律により、市町村の区域を区分して二以上の特別保存地区が定められたときは、前二項の政令は、その区分の目的に応じてそれぞれ特別保存地区ごとに定めることができる。
 - 4 国土交通大臣は、第一項又は第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あ

らかじめ社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 第一項の許可には、歴史的風土を保存するため必要な限度において、期限その他の条件を附することができる。
- 6 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保存のため必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。この場合において、当該命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところによる。
- 7 前項前段の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この項において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事に協議しなければならない。

（損失の補償）

- 第九条 前条第一項の許可を得ることができないため損失を受けた者がある場合においては、府県は、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。
- 一 前条第一項の許可の申請に係る行為について、第十条に規定する法律（これに基づく命令を含む。以下この号において同じ。）の規定により許可を必要とされている場合において、当該法律の規定により不許可の処分がなされたとき。
 - 二 前条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保存地区に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反すると認められるとき。
- 2 前項の規定による損失の補償については、府県知事と損失を受けた者とが協議しなければならない。
 - 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（行為の禁止又は制限に関する他の法律の適用）

- 第十条 第七条及び第八条の規定は、歴史的風土保存区域内における工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、奈良国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十号）、京都国際文化観光都市建設法（昭和二十五年法律第二百五十一号）その他の法律（これらに基づく命令を含む。）の規定の適用を妨げるものではない。

（土地の買入れ）

- 第十一条 府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第八条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買入れるべき旨の申出があった場合においては、当該土地を買入れるものとする。
- 2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならない。

(買い入れた土地の管理)

第十二条 府県は、前条の規定により買い入れた土地については、この法律の目的に適合するよう管理しなければならない。

(歴史的風土保存計画の実施に要する経費)

第十三条 国は、歴史的風土保存計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(費用の負担及び補助)

第十四条 国は、第九条の規定による損失の補償及び第十一条の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 国は、地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行なう歴史的風土の維持保存及び施設の整備に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

第十五条 削除

(社会資本整備審議会の調査審議等)

第十六条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

3 社会資本整備審議会は、この法律及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十七条 削除

(報告、立入調査等)

第十八条 府県知事は、歴史的風土の保存のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、特別保存地区内の土地の所有者その他の関係者に対して、第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 府県知事は、第八条第一項、第五項又は第六項前段の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、特別保存地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大都市の特例)

第十九条 この法律中府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(罰則)

第二十条 第八条第六項前段の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の規定に違反した者
- 二 第八条第五項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第二項の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破壊した者
- 二 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十八条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三条 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第二十条から第二十二条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四一年四月二八日法律第六〇号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄

この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月三一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二六日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する古都保存法第五条第一項の規定により決定された歴史的風土保存計画のうち、明日香村の区域に係る部分は、第二条第三項の規定による明日香村歴史的風土保存計画の公示の日以後その効力を失う。

第三条 この法律の施行の際現に存する古都保存法第四条第一項の規定による明日香村の区域内の歴史的風土保存区域の指定は、第三条第一項の都市計画についての都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による告示の日(以下「告示の日」という。)以後その効力を失う。

- 2 前項に規定する明日香村の区域内の歴史的風土保存区域に関しては、告示の日の前日までは、古都保存法第七条の規定を適用する。

第四条 この法律の施行の際現に存する古都保存法第六条第一項の規定により定められている明日香村の区域内の歴史的風土特別保存地区に関する都市計画は、告示の日の前日までは、なおその効力を有する。

第五条 告示の日前にした古都保存法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 第五条の規定は、昭和五十五年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用し、昭和五十四年度以前の年度分の予算に係る国の負担金及び補助金で、昭和五十五年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成五年一月一二日法律第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条

ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定

める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の市町村を定める
政令

(昭和四十一年七月四日政令第二百三十二号)

最終改正：平成一五年一〇月一〇日政令第四五六号

内閣は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の政令で定める市町村は、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一月一九日政令第四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年一〇月一〇日政令第四五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令 (昭和四十一年十二月二十三日政令第三百八十四号)

最終改正：平成二〇年一〇月三十一日政令第三三八号

内閣は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第三項、第十一条第二項並びに第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（歴史的風土保存区域内における行為の届出の手續）

第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項の規定による届出は、府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長。次項を除き、以下同じ。）の定めるところにより、書面を提出してしなければならない。

2 府県知事に対する法第七条第一項の規定による届出は、市町村長を経由してしなければならない。

（法第七条第一項第五号 及び第八条第一項第七号 の政令で定める行為）

第二条 法第七条第一項第五号 及び第八条第一項第七号 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 水面の埋立て又は干拓

二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

（法第七条第一項 ただし書の政令で定める行為）

第三条 法第七条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築

イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築

ロ 建築物の改築又は増築で、その改築又は増築に係る部分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ五メートル及び十平方メートル以下であるもの

二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築

イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築

ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築

ハ 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築

（1） 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

（2） 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）又は鉄道若しくは軌道の線路敷地内の運転保安のための工作物（新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。）

ニ その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートル以下であるもの

三 次に掲げる土地の形質の変更

イ 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

ロ 地下における土地の形質の変更

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

- ニ 仮植した木竹の伐採
- ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えないものの伐採
- へ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 五 次に掲げる土石の類の採取
- イ 当該土石の類の採取による地形の変更が第三号イの土地の形質の変更と同程度のもの
- ロ 地下における土石の類の採取
- 六 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 七 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が六十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (1) 建築物の新築、改築又は増築
 - (2) 高さが五メートルを超える木竹の伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの
- ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (1) 建築物の新築、改築又は増築
 - (2) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (3) 宅地の造成又は土地の開墾
 - (4) 森林の皆伐
 - (5) 水面の埋立て又は干拓
- ニ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為
- ホ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行として行う行為
- へ 都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第四条第十五項 に規定する都市計画事業の施行として行う行為
- ト 歴史的風土保存計画に基づき、法第五条第二項第二号 に規定する施設の整備のために行う行為（特別保存地区内における行為の許可の申請の手続）
- 第四条 第一条の規定は、法第八条第一項 の規定による許可の申請について準用する。
（法第八条第一項 ただし書の政令で定める行為）
- 第五条 法第八条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築
 - イ 特別保存地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 第六号の屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
 - ハ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
 - ニ その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の高さが一・五メートル以下であるもの
 - 三 面積が十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - 四 第三条第四号に掲げる木竹の伐採
 - 五 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第二号の土地の形質の変更と同程度のもの
 - 六 建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
 - 二 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和三十四年法律第百八十九号）第二条第一項 に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示又は掲出
 - イ 地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
 - ロ 冠婚葬祭又は祭礼等のために一時的に表示し、又は掲出する屋外広告物

ハ 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物

七 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 建築物の新築、改築又は増築

(2) 建築物以外の工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物以外のものの新築、改築又は増築

(3) 高さが一・五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

(4) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(5) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(3)の土地の形質の変更と同程度のもの

(6) 建築物その他の工作物の色彩の変更で、第五号に該当しないもの

(7) 屋外広告物の表示又は掲出で、第六号に該当しないもの

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの

ハ 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為

ニ 歴史的風土保存計画に基づき、法第五条第二項第二号(第一種歴史的風土保存地区(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区をいう。以下同じ。))又は第二種歴史的風土保存地区(同項の規定による第二種歴史的風土保存地区をいう。以下同じ。))にあつては、同法第二条第二項第四号)に規定する施設の整備のために行う行為

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 第三条第八号ハ(1)から(3)まで及び(5)に掲げるもの

(2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、森林の択伐

(3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事が指定するものの皆伐

(4) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、ビニルハウスその他の国土交通省令で定める工作物(建築物以外の工作物をいう。)でその高さが一・五メートルを超えるものの新築、改築又は増築

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の新築

イ 農業、林業又は漁業の用に供するために必要な物置、作業小屋等

(1) 当該建築物の高さが、第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては五メートル、第二種歴史的風土保存地区にあつては十メートル(災害復旧の場合において、災害による滅失前の建築物の高さが第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては五メートル、第二種歴史的風土保存地区にあつては十メートルを超えるときは、滅失前の高さ)を超えないこと。ただし、第二種歴史的風土保存地区内において新築される建築物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

(2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該建築物の床面積の合計が、三十平方メートル(災害復旧の場合において、災害による滅失前の建築物の床面積の合計が三十平方メートルを超えるときは、滅失前の床面積の合計)を超えないこと。

(3) 当該建築物の形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 仮設の建築物

(1) 当該建築物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該建築物の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ハ 地下に設ける建築物については、当該建築物の位置及び規模が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

- (1) 当該古都における重要な遺跡に存した建築物の原形を再現する建築物
- (2) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存のために必要な建築物
- (3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築物
- (4) 景観法（平成十六年法律第十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物
- (5) 都市公園法に規定する公園施設である建築物
- (6) 自然公園法の規定による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る建築物
- (7) 公衆便所
- (8) 公共団体が設ける警察、消防又は水防の用に供する建築物で、国土交通省令で定めるもの
- (9) 道路、鉄道、河川その他の公共の用に供する施設を構成する建築物で、国土交通省令で定めるもの

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。）

- (1) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該新築が、次のいずれかの土地において行われること。
 - (i) 特別保存地区に関する都市計画が定められた日以前において普通建築物の敷地であつた土地
 - (i i) 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に新築の工事中の普通建築物の敷地であつた土地
- (2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該新築が、次のいずれかに該当すること。
 - (i) 現に存する普通建築物の建替えのために行われること。
 - (i i) 特別保存地区に関する都市計画が定められた日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われること。
 - (i i i) 災害により滅失した普通建築物の復旧のために行われること。
- (3) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該新築後における普通建築物の高さ及び床面積の合計が、それぞれ(2)の普通建築物の高さ及び制限床面積を超えないこと。
- (4) 第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該新築後における普通建築物の高さが、十メートル（建替えの場合において、建替え前の建築物の高さが十メートルを超えるときはその高さ）を超えないこと。ただし、その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する普通建築物については、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。
- (5) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該新築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。
- (6) 当該新築後の普通建築物の形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

二 建築物の改築

イ 当該改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さ（第二種歴史的風土保存地区にあつては、

その高さが十メートルに達しないときは、十メートル)を超えないこと。ただし、第二種歴史的風土保存地区内において改築される建築物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

ロ 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該改築後の建築物が前号ホに規定する普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）である場合には、その屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、かつ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

ハ 当該改築後の建築物の形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

三 建築物の増築

イ 農業、林業又は漁業の用に供するために必要な物置、作業小屋等

(1) 当該増築部分の高さが、第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては五メートル、第二種歴史的風土保存地区にあつては十メートル（災害復旧の場合において、災害による滅失部分の高さが第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては五メートル、第二種歴史的風土保存地区にあつては十メートルを超えるときは、滅失部分の高さ）を超えないこと。ただし、第二種歴史的風土保存地区内において増築される建築物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

(2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該増築部分の床面積の合計が、三十平方メートル（災害復旧の場合において、災害による滅失部分の床面積の合計が三十平方メートルを超えるときは、滅失部分の床面積の合計）を超えないこと。

(3) 当該増築後の建築物の形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 仮設の建築物

(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。

(2) 当該増築後の建築物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ハ 地下に設ける建築物については、当該増築後の建築物の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ニ 第一号ニに掲げる建築物及び宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に規定する境内建築物である建築物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する建築物の増築については、当該増築後の建築物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ホ その他の建築物（以下ホにおいて「普通建築物」という。）

(1) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該増築が、次のいずれかの土地において行われること。

(i) 特別保存地区に関する都市計画が定められた日以前において普通建築物の敷地であつた土地

(i i) 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に新築の工事中の普通建築物の敷地であつた土地

(2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、当該増築部分の高さ及び当該増築後における普通建築物の床面積の合計が、それぞれ増築前の普通建築物の高さ及び制限床面積を超えないこと。

(3) 第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該増築部分の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときはその高さ）を超えないこと。ただし、その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する普通建築物については、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

(4) 第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区にあつては、当該増築後の普通建築物（当該普通建築物の床面積の合計が国土交通省令で定める基準以下のものを除く。）の屋根が、瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料でふかれており、か

つ、その外壁が、しつくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられていること。

(5) 当該増築後の建築物の形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号ホ（4）に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築

イ 仮設の工作物

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該工作物の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける工作物については、当該工作物の位置及び規模が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) 当該古都における重要な遺跡に存した工作物の原形を再現する工作物

(2) 第一号ニ（2）に規定する重要文化財その他の文化財の保存のために必要な工作物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な工作物

(4) 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な工作物

(5) 宗教法人法に規定する境内建物である工作物又は旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

(6) 都市公園法に規定する公園施設である工作物

(7) 自然公園法に規定する公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る工作物

(8) 公共団体が設ける警察、消防又は水防の用に供する工作物で、国土交通省令で定めるもの

(9) 道路、鉄道、河川その他の公共の用に供する施設を構成する工作物で、国土交通省令で定めるもの

(10) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）（高さが二十メートルを超えるものにあつては、建替えのために新築する場合に限る。）

(11) 高さが第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては五メートル以下、第二種歴史的風土保存地区にあつては十メートル（その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する工作物にあつては、その指定する高さ）以下の工作物

五 工作物の改築

イ 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さ（第二種歴史的風土保存地区にあつては、改築前の高さが十メートルに達しないときは、十メートル）を超えないこと。ただし、第二種歴史的風土保存地区内において改築される工作物でその用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは、この限りでない。

ロ 当該改築後の工作物の形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

六 工作物の増築

イ 仮設の工作物

(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける工作物については、当該増築後の工作物の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ その他の工作物については、当該増築が、次のいずれかに該当し、かつ、増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著し

く不調和でないこと。

- (1) 第四号ハ(1)から(9)までに掲げる工作物の増築
- (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)の増築。ただし、次のいずれかに該当する増築を除く。
 - (i) 新たに高さが二十メートルを超える柱その他これに類するものを設置することとなるもの
 - (ii) 既に高さが二十メートルを超える柱その他これに類するものがあるときは、増築後の柱その他これに類するものの高さが増築前の高さを超えることとなるもの
- (3) 当該増築部分の高さが第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては五メートル以下、第二種歴史的風土保存地区にあつては十メートル(その用途によつてやむを得ないと認めて奈良県知事が指定する工作物にあつては、その指定する高さ)以下であるもの

六の二 前条第九号ホ(4)に規定する工作物の新築、改築又は増築

イ 当該新築、改築又は増築が、第一種歴史的風土保存地区内の土地以外の土地において行われること。

ロ 当該新築、改築又は増築後の工作物が、国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準に該当すること。

ハ 当該新築、改築又は増築後の工作物の形態及び意匠が、新築、改築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

七 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、当該変更後の地貌が、当該変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

イ 前各号に掲げる建築物その他の工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更

ロ 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区内における農地若しくは採草放牧地に接する土地の開墾又は第二種歴史的風土保存地区内における土地の開墾

ハ 建築物の存する敷地内で行う土地の形質の変更

ニ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的とする土地の発掘又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のために行う土地の形質の変更

ホ 道路その他の公共の用に供する施設で国土交通省令で定めるもの又は第二種歴史的風土保存地区内における用排水施設、農道若しくは林道の設置又は管理のために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更

八 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。

イ 森林の択伐

ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては一ヘクタール(人工林が相当部分を占める森林で、府県知事が歴史的風土を維持保存する上で必要と認めて指定するものにあつては、一ヘクタールを超え五ヘクタール以下の範囲内で府県知事が指定する面積)以下、第二種歴史的風土保存地区にあつては五ヘクタール以下のもの

ハ 前号に掲げる土地の形質の変更のために必要な最小限度の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行うもの

ニ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

九 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 建築物その他の工作物の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と調和すること。

十一 屋外広告物の表示又は掲出

イ 当該屋外広告物の表示又は掲出が、営業等のために通常必要と認められるものであること。

ロ 当該屋外広告物の規模、形態及び意匠が、当該表示又は掲出の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

十二 水面の埋立て又は干拓については、当該水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を

行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和とならないこと。

十三 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十四 次に掲げる行為については、前各号の規定にかかわらず、当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を著しく損なわないこと。

イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為

ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

(制限床面積の意義等)

第七条 前条第一号ホ(3)及び同条第三号ホ(2)において、「制限床面積」とは、当該普通建築物の敷地における次に掲げる床面積の合計をいう。この場合において、「普通建築物」とは、同条第一号ホ(3)の場合においては同号ホの普通建築物を、同条第三号ホ(2)の場合においては同号ホの普通建築物をいう。

一 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に存した普通建築物の床面積

二 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に新築、改築又は増築の工事中の普通建築物の床面積

三 特別保存地区に関する都市計画が定められた日の前日から起算して前六月以内に建替えのために除却した普通建築物の全部又は一部で、当該都市計画が定められた際まだ建替えのための新築又は改築の工事に着手していないものの床面積

四 特別保存地区に関する都市計画が定められる前に災害により滅失した普通建築物の全部又は一部で、当該都市計画が定められた際また復旧のための新築又は増築の工事に着手していないものの床面積

五 次に掲げる普通建築物が、いずれも住宅（住宅と事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）又は住宅部分を有するものであるときは、六十平方メートル

イ 特別保存地区に関する都市計画が定められた際現に存した普通建築物、当該都市計画が定められる前に最後に存した普通建築物又は当該都市計画が定められた際現に新築、改築若しくは増築の工事中の普通建築物

ロ 当該新築に係る前条第一号ホ(2)の普通建築物又は当該増築前の普通建築物

ハ 当該新築又は増築後の普通建築物

2 この政令における「床面積」には、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しないものとする。

(収用委員会の裁決の申請の手続)

第八条 法第九条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(土地の買入れ価額の算定)

第九条 法第十一条第一項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とする。

2 前項の価額を算定するにあたっては、不動産鑑定士その他の土地の鑑定評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者に評価させなければならない。

(国庫負担額)

第十条 国が法第十四条第一項の規定により負担する金額は、法第九条の規定による損失の補償又は法第十一条の規定による土地の買入れに要する費用の額に十分の七（第二種歴史的風土保存地区にあつては、二分の一）を乗じて得た額とする。

(国庫補助金の額)

第十一条 法第十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同項に規定する施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十二年二月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(昭和六十年度の特例)

- 2 第十条の規定の昭和六十年度における適用については、同条中「五分の四」とあるのは「十分の七」と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

(昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例)

- 3 第十条の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条中「五分の四」とあるのは「十分の六・五」と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

(昭和六十二年から平成二年度までの特例)

- 4 第十条の規定の昭和六十二年から平成二年度までの各年度における適用については、同条中「五分の四」とあるのは「十分の六・二五」と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

附 則 (昭和四四年六月一三日政令第一五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和四十四年六月十四日)から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月九日政令第二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十九号)の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号)

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十年十一月一日)から施行する。

附 則 (昭和五五年八月一日政令第二〇八号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年四月二四日政令第一四四号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十五号)の施行の日(昭和五十六年四月二十五日)から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一三五号)

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令附則第二項並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令附則第二条及び第三条の規定は、昭和六十年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月八日政令第一五六号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月三十一日政令第九九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、昭和六十二年及び昭和六十三年（昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十二年。以下同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十二年及び昭和六十三年の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度（昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年。以下同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十二年及び昭和六十三年の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月一〇日政令第一一〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、平成元年度及び平成二年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前

の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成三年三月三〇日政令第一〇〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、平成三年度及び平成四年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成五年三月三十一日政令第九七号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年八月八日政令第二六二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十三年八月二十四日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第二条第二号に掲げる行為であってこの政令の施行の際既に着手しているものについては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項及び第八項後段の規定は、適用しない。

附 則 （平成一六年一二月一五日政令第三九九号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一六年一二月二七日政令第四二二号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則 (昭和四十二年一月二十四日建設省令第二号)

最終改正：平成二〇年一〇月三十一日国土交通省令第九一号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）第五条、第六条及び第八条の規定に基づき、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（営業等のためにやむを得ない屋外広告物）

第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第五条第六号ハの国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業のために自己の住所、事業場又は停留所において自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業の内容を表示する屋外広告物で、当該住所、事業場又は停留所ごとの表示面積の合計が〇・三平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの
- 二 土地又は物件の管理のために当該土地又は物件に表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該土地又は物件ごとの表示面積の合計が〇・三平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの
- 三 講演会、展覧会、音楽会等のために当該会場の敷地内において表示し、又は掲出する屋外広告物で、当該会場の敷地ごとの表示面積の合計が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるもの
- 四 人若しくは動物又は電車、自動車その他の車両若しくは船舶に表示し、又は掲出する屋外広告物
- 五 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために表示し、又は掲出する屋外広告物
- 六 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物
- 七 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物
- 八 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物

（令第五条第九号ロ（2）の国土交通省令で定める工作物）

第二条 令第五条第九号ロ（2）の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場又は当該建築物の高さをこえない高さの物干場
- 二 消火設備
- 三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備（消火設備及び当該建築設備を必要とする建築物の屋根の最上端からの高さが二メートルをこえるもの（避雷針を除く。）を除く。）
- 四 受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが十五メートル以下のもの
- 五 旗ざおその他これに類するもの

- 六 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
- 七 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

（令第五条第九号 ホ（４）の国土交通省令で定める工作物）

第二条の二 令第五条第九号 ホ（４）の国土交通省令で定める工作物は、ビニルハウスその他これに類するものとする。

（令第六条第一号 ニ（７）の国土交通省令で定める建築物）

第三条 令第六条第一号 ニ（７）の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 警察署の派出所又は駐在所
- 二 消防又は水防の用に供する機械、器具等を格納する建築物

（令第六条第一号 ニ（８）の国土交通省令で定める建築物）

第四条 令第六条第一号 ニ（８）の国土交通省令で定める建築物は、次の各号に掲げる施設を構成する建築物とする。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路その他の一般交通の用に供する道（自動車のみ的一般交通の用に供するもので主として観光の用に供するものを除く。）
- 二 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項又は第二項の規定による地方鉄道（鋼索鉄道、懸垂式鉄道及び跨座式鉄道であるものを除く。）
- 三 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の規定による軌道
- 四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川その他の公共の用に供する水路
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による幼稚園

（令第六条第一号 ホ(5)、第二号ロ及び第三号ホ(4)の国土交通省令で定める基準）

第四条の二 令第六条第一号 ホ(5)、第二号ロ及び第三号ホ(4)の国土交通省令で定める基準は、二十平方メートルとする。

（令第六条第四号 ハ（７）の国土交通省令で定める工作物）

第五条 令第六条第四号 ハ（７）の国土交通省令で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 警察署の派出所又は駐在所に附属する工作物（建築物を除く。）及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十四号に規定する信号機
- 二 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台

（令第六条第四号 ハ（８）の国土交通省令で定める工作物）

第六条 令第六条第四号 ハ（８）の国土交通省令で定める工作物は、第四条各号に掲げる施設を構成する工作物（建築物を除く。）とする。

（令第六条第六号の二の国土交通省令で定める基準）

第六条の二 令第六条第六号の二の国土交通省令で定める規模、材質等に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 高さが五メートルを超えないこと。
- 二 被覆材が軟質プラスチックフィルム又は寒冷紗であること。

（令第六条第七号 ホの国土交通省令で定める施設）

第七条 令第六条第七号 ホの国土交通省令で定める施設は、建築物その他の工作物でない一般交通の用に供する道及び公共の用に供する水路とする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第八条 令第八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この省令は、昭和四十二年二月一日から施行する。

附 則 （昭和四十六年十一月三〇日建設省令第二六号）
この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

附 則 （昭和五五年八月一日建設省令第一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一月一七日建設省令第九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成一二年十一月二〇日建設省令第四一号） 抄
（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一六年一月二五日国土交通省令第一〇一号）
この省令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月二九日国土交通省令第二三号）
この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年一〇月三一日国土交通省令第九一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (平成二十年五月二十三日法律第四十号)

最終改正：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 歴史的風致維持向上基本方針（第四条）
- 第三章 歴史的風致維持向上計画の認定等（第五条—第十一条）
- 第四章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置
 - 第一節 歴史的風致形成建造物（第十二条—第二十一条）
 - 第二節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例（第二十二条—第三十条）
- 第五章 歴史的風致維持向上地区計画（第三十一条—第三十三条）
- 第六章 歴史的風致維持向上支援法人（第三十四条—第三十七条）
- 第七章 雑則（第三十八条・第三十九条）
- 第八章 罰則（第四十条・第四十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

- 一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
 - イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第九十九条第一項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地
 - ロ 文化財保護法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地
- 二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第三条 国及び地方公共団体は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、第三十一条第一項に規定する歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 歴史的風致維持向上基本方針

第四条 主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定めなければならない。

2 歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項
- 二 重点区域の設定に関する基本的事項
- 三 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項
- 四 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項
- 五 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
- 六 次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項

3 主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、歴史的風致維持向上基本方針の変更について準用する。

第三章 歴史的風致維持向上計画の認定等

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- 二 重点区域の位置及び区域
- 三 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの
 - イ 文化財の保存又は活用に関する事項
 - ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 四 第十二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 五 第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 六 計画期間
- 七 その他主務省令で定める事項

3 前項第三号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値の高い農業用水路その他の農業用排水施設であって、現に地域における歴史的風致を形成しており、かつ、当該農業用排水施設の有する耕作の目的に供される土地の保全又は利用上必要な機能の確保と併せてその歴史的風致の維持及び向上を図ることが必要と認められるもの並びにその管理に関する事項
 - イ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた農業用排水施設
 - ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項の規定により農業振興地域整備計画において定められた同項第一号に規定する農用地区域（第二十三条において単に「農用地区域」という。）内に存する農業用排水施設
- 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（以下単に「都市公園」という。）の維持又は同条第二項に規定する公園施設（以下単に「公園施設」という。）の新設、増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定めるもののうち、当該市町村以外の地方公共団体が公園管理者（同法第五条第一項に規定する公園管

- 理者をいう。以下同じ。)である重点区域内の都市公園について当該市町村が行おうとするものに関する事項
- 三 駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号) 第三条第一項 に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号 の主要な路外駐車場(都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。)の整備に関する事項
- 四 都市計画法 (昭和三十四年法律第百号) 第七条第一項 に規定する市街化調整区域(以下単に「市街化調整区域」という。)内に存する遺跡で現に地域における歴史的風致を形成しているものに係る歴史上価値の高い楼門(建築基準法 (昭和三十五年法律第二百一十号) 第二条第一号 に規定する建築物(以下単に「建築物」という。)であるものに限る。)その他当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為(都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為のうち主として建築物の建築の用に供する目的で行うものをいう。第二十八条第一項において同じ。)又は建築行為(建築物の新築又は改築をいう。第二十八条第二項において同じ。)であって、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められるものに関する事項
- 五 重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去をし、又はこれらの設置の制限をすることが必要と認められる道路法 (昭和三十七年法律第百八十号) 第二条第一項 に規定する道路又はその部分に関する事項
- 4 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号(当該市町村が地方自治法 (昭和三十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項 に規定する指定都市(以下単に「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項 に規定する中核市(以下単に「中核市」という。)又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項 に規定する特例市(第二十八条第二項において単に「特例市」という。)である場合にあっては、第四号を除く。)に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者(第一号、第二号及び第五号に定める者にあっては、当該市町村を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 第二項第三号ロに掲げる事項 当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
- 二 前項第一号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる農業用排水施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者
- イ 前項第一号に規定する農業用排水施設(同号イに該当するものに限る。) 都道府県(土地改良法第九十四条の十第一項 の規定により当該都道府県が当該農業用排水施設を同法第九十四条の三第一項 に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)
- ロ 前項第一号に規定する農業用排水施設(同号ロに該当するものに限る。) 都道府県知事
- 三 前項第二号に掲げる事項 当該都市公園の公園管理者
- 四 前項第四号に掲げる事項 都道府県知事
- 五 前項第五号に掲げる事項 当該道路又はその部分の道路管理者(道路法第十八条第一項 に規定する道路管理者をいう。)
- 5 市町村は、歴史的風致維持向上計画に第二項第三号イに掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者(所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項 (同法第八十条 において準用する場合を含む。)、第六十条第三項 (同法第九十条第三項 において準用する場合を含む。))又は第一百五十五条第一項 (同法第一百三十三条 において準用する場合を含む。)に規定する管理団体がある場合にあっては当該管理団体とする。)及び権原に基づく占有者(いずれも当該市町村を除く。)又は保持者(当該文化財が重要無形文化財(同法第七十一条第一項 に規定する重要無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。))である場合にあっては、同法第七十一条第二項 の規定により保持者又は保持団体として認定されている者)の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第九十条第一項 の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地

方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

- 7 歴史的風致維持向上計画は、都市計画法第六条の二第一項 に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項 に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 9 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 10 主務大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するよう努めるとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。

(認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更)

第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。

(認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する報告の徴収)

第八条 主務大臣は、認定市町村に対し、第五条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第二十四条第一項を除き、以下同じ。）を受けた歴史的風致維持向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第九条 主務大臣は、認定歴史的風致維持向上計画が第五条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。
- 3 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、公表するよう努めるとともに、都道府県に通知しなければならない。

(認定市町村への助言、援助等)

第十条 都道府県は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うことができる。

- 2 国は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 4 認定市町村の長及び教育委員会は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第十一条 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
 - 三 第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）
 - 四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置

第一節 歴史的風致形成建造物

(歴史的風致形成建造物の指定)

第十二条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあつては、当該公共施設の管理者（当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同項第三号に規定する民俗文化財又は同項第四号に規定する記念物（以下「有形文化財等」という。）に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(歴史的風致形成建造物の指定の提案)

第十三条 認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）の同意を得て、市町村長に対し、

当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。

- 3 市町村長は、前二項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物について前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(指定の通知等)

- 第十四条 市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあっては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。）に通知しなければならない。
- 2 市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(増築等の届出及び勧告等)

- 第十五条 歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 市町村長は、第三項の規定による勧告を受けた者の申出があった場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該歴史的風致形成建造物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による通知があった場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

(歴史的風致形成建造物の所有者等の管理義務)

第十六条 歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理しなければならない。

(指定の解除)

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第十二条第三項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、直ちに、その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

(所有者の変更の場合の届出)

第十八条 歴史的風致形成建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(台帳)

第十九条 市町村長は、歴史的風致形成建造物に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の徴収)

第二十条 市町村長は、必要があると認めるときは、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、その現状について報告を求めることができる。

(管理又は修理に関する技術的指導等)

第二十一条 第十四条第一項の規定による通知（当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨をその内容に含むものに限る。）を受けた歴史的風致形成建造物（文化財保護法第二条第一項第一号に規定する有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財又は同法第百三十三条に規定する登録記念物であるものを除く。以下この項において同じ。）の所有者その他当該歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、市町村長又は支援法人に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し必要な助言その他の援助を求めることができる。

第二節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例

(土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例)

第二十二条 都道府県は、支援法人に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第一号に規定する農業用排水施設（同号イに該当するものに限る。）の管理の全部又は一部を委託することができる。

2 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項に規定する農業用排水施設についての同項の規定による管理の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「その国営土地改良事業」とあるのは「その都道府県営土地改良事業」と、「準拠して」とあるのは「準拠す

るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された同法第五条第三項第一号に規定する農業用排水施設(同号イに該当するものに限る。)の管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

(農用地区域内における開発行為の許可の特例)

第二十三条 第五条第三項第一号に掲げる事項(同号ロに該当する農業用排水施設に係るものに限る。)に記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合において、当該農業用排水施設の存する農用地区域内における開発行為(農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。)について、同法第十五条の二第一項の許可の申請があったときにおける同条第四項の規定の適用については、同項第三号中「機能」とあるのは、「機能又は当該農業用排水施設が形成している歴史的風致(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上」とする。

(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施)

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、第五条第八項の認定を受けた町村(以下この条及び第二十九条において「認定町村」という。)の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 文化財保護法第四十三条第一項 から第四項 まで又は第二百五条第一項 から第四項 までの規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)をし、並びに現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命ずること。
- 二 文化財保護法第五十四条(同法第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項、第三十条(同法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第一項の規定により、報告を求め、並びに立入調査及び調査のため必要な措置をさせること。
- 2 前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第四十三条第四項(同法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の取消しをする場合において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合においては、文化財保護法第五十四条第三項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第五十五条第一項又は第三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置をさせようとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合においては、同法第五十五条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 4 文化財保護法第八十四条第二項、第四項(第三号に係る部分を除く。)及び第五項から第八項までの規定は、認定町村の教育委員会について準用する。
- 5 認定市町村の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、第一項に規定する事務の全部又は一部を、文化財保護法第八十四条第一項又は第一項の規定により当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することができる。
- 6 認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(都市公園の管理の特例等)

第二十五条 認定市町村は、認定計画期間内に限り、都市公園法第二条の三の規定にかかわらず、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第二号に規定する都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築(以下この条において「都市公園の維持等」という。)を行

うことができる。

- 2 認定市町村は、前項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 認定市町村は、第一項の規定により都市公園の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 4 第一項の規定により認定市町村が行う都市公園の維持等に要する費用は、当該認定市町村の負担とする。
- 5 認定市町村が第三項の規定により公園管理者に代わってした都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。この場合においても、当該認定市町村の長に対して異議申立てをすることができる。
- 6 第三項の規定により公園管理者に代わってその権限を行う認定市町村は、都市公園法第六章の規定の適用については、公園管理者とみなす。

（路外駐車場についての都市公園の占用の特例等）

- 第二十六条 認定市町村は、第五条第三項第三号に掲げる事項を記載した歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けたときは、駐車場整備計画（駐車場法第四条第一項に規定する駐車場整備計画をいう。以下この条において同じ。）において、その記載された事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。
- 2 認定市町村は、前項の規定により駐車場整備計画において都市公園の地下に設けられる特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要（以下この条において「地下駐車場整備計画概要」という。）を定めようとするときは、当該地下駐車場整備計画概要について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者の同意を得なければならない。
 - 3 第一項の規定により地下駐車場整備計画概要が定められた駐車場整備計画が駐車場法第四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該地下駐車場整備計画概要に基づく都市公園の地下の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、当該占用が同法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

（歴史的風致形成建造物等の管理の特例等）

- 第二十七条 認定市町村又は支援法人は、認定重点区域内の次に掲げる施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）との契約に基づき、当該施設の管理を行うことができる。
- 一 歴史的風致形成建造物
 - 二 認定歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項が記載された歴史的風致維持向上施設である公共施設その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして主務省令で定める施設
- 2 支援法人が前項の規定により管理する施設内の樹木又は樹木の集団であつて、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び歴史的風致維持向上支援法人（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「歴史的風致維持向上支援法人」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は歴史的風致維持向上支援法人」とする。

（市街化調整区域内における開発行為の許可の特例）

- 第二十八条 第五条第三項第四号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、その記載された事項の内容に即して行われる開発行為（都市計画

法第三十四条 各号に掲げるものを除く。)は、同法第三十四条第十四号 に掲げる開発行為とみなす。

- 2 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは特例市の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項 の規定による許可を受けた開発区域（同法第四条第十三項 に規定する開発区域をいう。）以外の区域内において認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第三項第四号 に掲げる事項の内容に即して行われる建築行為について、同法第四十三条第一項 の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為が同条第二項 の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条 に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(都市緑地法 の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する事務の町村長による実施)

第二十九条 都道府県知事は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項 から第八項 まで、同法第十五条 において準用する同法第九条第一項 及び第二項 、同法第十六条 において準用する同法第十条第二項 において準用する同法第七条第五項 及び第六項 、同法第十七条第二項 並びに同法第十九条 において読み替えて準用する同法第十一条第一項 及び第二項 の規定によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域内の特別緑地保全地区（同法第十二条第一項 に規定する特別緑地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定町村の長が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により認定町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑地法 の適用については、同法第四条第二項第四号 ロ中「第十七条 」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「同号 ロからニまでに掲げる事項」とあるのは「同号 ロからニまでに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府県等」とあるのは「地域歴史的風致法第二十四条第一項に規定する認定町村（以下単に「認定町村」という。）」と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県等」とあるのは「認定町村」と、同法第十七条第二項中「町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、」とあるのは「第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を」と、同条第三項中「都道府県、町村又は緑地管理機構」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第三十一条第一項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入れ並びに都道府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

(電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例)

第三十条 第五条第三項第五号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、同号に規定する道路又はその部分に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条 の規定の適用については、同条第一項 中「安全かつ円滑な」とあるのは「安全な」と、「図る」とあるのは「図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画（以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に記載された同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは「、次項の規定による要請をした市町村及び当該道路又はその部分を認定歴史的風致維持向上計画に記載した」

とする。

第五章 歴史的風致維持向上地区計画

(歴史的風致維持向上地区計画)

- 第三十一条 次に掲げる条件に該当する土地の区域で、当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の整備（既存の建築物等の用途を変更して当該歴史的風致にふさわしい用途の建築物等とすることを含む。）及び当該区域内の市街地の保全を総合的に行うことが必要であると認められるものについては、都市計画に歴史的風致維持向上地区計画を定めることができる。
- 一 現に相当数の建築物等の建築又は用途の変更が行われつつあり、又は行われることが確実であると認められる土地の区域であること。
 - 二 当該区域における歴史的風致の維持及び向上に支障を来し、又は来すおそれがあると認められる土地の区域であること。
 - 三 当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが、当該都市の健全な発展及び文化の向上に貢献することとなる土地の区域であること。
 - 四 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域であること。
- 2 歴史的風致維持向上地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号から第四号までに掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 主として街区内の居住者、滞在者その他の者の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（次条において単に「都市計画施設」という。）を除く。以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下この章において「歴史的風致維持向上地区整備計画」という。）
 - 二 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標
 - 三 当該区域の土地利用に関する基本方針
 - 四 当該区域の整備及び保全に関する方針
- 3 前項第三号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 次に掲げる建築物等のうち、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のため、当該区域において整備をすべき建築物等の用途及び規模に関する事項
 - イ 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の販売を主たる目的とする店舗
 - ロ 地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
 - ハ 地域の伝統的な技術又は技能による工芸品、食品その他の物品の製造を主たる目的とする工場
 - ニ 地域の歴史上価値の高い美術品、地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品その他これらに類する物品の展示を主たる目的とする展示場、博物館又は美術館
 - ホ その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定める建築物等
 - 二 前号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本的事項
 - 三 第一号に規定する建築物等の整備（既存の建築物等の用途を変更して同号に規定する建築物等とすることを含む。）をすべき土地の区域
- 4 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 地区施設の配置及び規模
 - 二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。次条において同じ。）における工作物（建築物を除く。次条において同じ。）の設置の制限、建築物等

の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

5 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。

一 土地利用に関する基本方針は、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が図られるように定めること。この場合において、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、当該区域の周辺の住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障を来さないように定めること。

二 地区施設は、当該地区施設が、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

三 歴史的風致維持向上地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致にふさわしい用途、容積、高さ、配列及び形態を備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が行われることとなるよう定めること。

6 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定める際、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

（区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する歴史的風致維持向上地区整備計画）

第三十二条 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限（道路（都市計画施設又は地区施設である計画道路を含む。）に面する壁面の位置の制限を含むものに限る。）、壁面後退区域における工作物の設置の制限（当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要な工作物の設置の制限を含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

（行為の届出及び勧告等）

第三十三条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国の機関又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為

六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が歴史的風致維持向上地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため必要があると認められるときは、歴史的風致維持向上地区計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を講ずることについて助言又は指導をするものとする。

第六章 歴史的風致維持向上支援法人

(歴史的風致維持向上支援法人の指定)

第三十四条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第三十五条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 認定重点区域又は歴史的風致維持向上地区計画の区域において歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業を実施すること、又は当該区域における歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に参加すること。
- 三 前号の歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業に有効に利用できる土地であって政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 五 第二十二條第一項に規定する農業用排水施設又は第二十七條第一項に規定する施設の管理を行うこと。
- 六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第三十六条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第三十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第三十七条 国及び関係地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第七章 雑則

(主務大臣及び主務省令)

第三十八条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第五条第二項第七号及び第七条第一項に規定する主務省令については、文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令とする。

(経過措置)

第三十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第四十条 第三十三条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第四十一条 次に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十五条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。

二 第十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「一般社団法人若しくは一般財団法人」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」とする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年五月二日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第三百三十九条の三、第四百一条の二及び第四百十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八條（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関

する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第二百一十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令 (平成二十年十月三十一日政令第三百三十七号)

最終改正：平成二三年一月二八日政令第三六三号

内閣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第一項、第五条第三項第二号、第十五条第一項第一号、第三号及び第四号、第二十四条第一項、第二十五条第三項、第二十九条第一項、第三十一条第二項第四号、第三項第一号ホ及び第四項第二号、第三十三条第一項並びに第三十五条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

(公共施設)

第一条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設とする。

(認定市町村が行うことができる都市公園の維持等)

第二条 法第五条第三項第二号の政令で定める都市公園の維持又は公園施設の新設、増設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからホまでのいずれかに該当する公園施設が設けられている都市公園の維持
- イ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第五項第二号に掲げる施設
- ロ 野外劇場、野外音楽堂又は集会所であつて、主として地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した活動を行うことを目的とするもの
- ハ イ又はロに掲げる施設に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの
- ニ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第一号又は第二号に掲げる施設であつて、イからハまでに掲げる施設に附帯するもの
- ホ 都市公園法第二条第二項第八号に掲げる施設であつて、イからニまでに掲げる施設の管理のため必要なもの
- 二 前号イからホまでのいずれかに該当する公園施設の新設、増設又は改築（公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事であるものを除く。）

(歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三条 法第十五条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 認定歴史的風致維持向上計画に記載された法第五条第二項第五号の管理の指針となるべき事項に適合して行う行為
- 二 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第四条 法第十五条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為（都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

- 一 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設を管理することとなる者がその都市計画施設の整備に関する事業の施行として当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為
- 二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業の施行として行う行為
- 三 都市再開発法（昭和三十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業の施行として行う行為
- 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業の施行として行う行為
- 五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行として行う行為
(歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しないその他の行為)

第五条 法第十五条第一項第四号 の政令で定める行為は、法第二十七条第一項 の契約に基づき認定市町村又は支援法人が行う行為とする。

(認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法 の規定による事務等)

第六条 法第二十四条第一項 の規定により認定町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項 の規定により指定された史跡名勝天然記念物（以下この項において単に「史跡名勝天然記念物」という。）の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下この項において「現状変更等」という。）で次のイからハまでのいずれかに該当するもの（認定重点区域内において行われるものに限る。）について、同法第百二十五条第一項 から第四項 までの規定による許可及びその取消しをし、並びに現状変更等の停止を命ずること。

イ 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号 イからホまでに掲げる行為

ロ 木竹（文化財保護法第百九条第一項 の規定により指定された名勝又は天然記念物である木竹を除く。）の伐採

ハ イ又はロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち、認定歴史的風致維持向上計画に法第五条第二項第三号 イに掲げる事項として認定町村の教育委員会がその区域内における現状変更等に係る法第二十四条第一項 に規定する事務の全部又は一部を行うこととする旨が定められた区域における現状変更等

二 史跡名勝天然記念物に関する前号イからハまでに掲げる現状変更等（認定重点区域内において行われるものに限る。）について文化財保護法第百二十五条第一項 の許可の申請があった場合において、同法第百三十条（同法第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）又は第百三十一条第一項 の規定により、報告を求め、並びに立入調査及び調査のため必要な措置をさせること。

2 文化庁長官は、法第二十四条第一項 の規定により前項に規定する事務を認定町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定町村の属する都道府県の教育委員会（文化財保護法施行令第五条第一項 又は第四項 の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限る。）に協議するとともに、当該認定町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

3 認定町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

4 文化庁長官は、法第二十四条第一項 の規定により第一項 に規定する事務を認定町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

5 前項の規定に基づき告示された期間における当該認定町村の属する都道府県の教育委員会についての文化財保護法施行令第五条第一項 及び第四項 の規定の適用については、これらの規定中「属する事務」とあるのは、「属する事務（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）第六条第四項の規定に基づき告示された事務を除く。）」とする。

(公園管理者の権限の代行)

第七条 法第二十五条第三項 の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 都市公園法第十七条第一項 の規定により都市公園台帳を作成し、及びこれを保管すること。

二 都市公園法第二十条 の規定により都市公園の区域を立体的区域とすること。

三 都市公園法第二十二条第二項 の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

四 都市公園法第二十五条 の規定により公園保全立体区域を指定し、及びその旨を公告すること。

2 認定市町村は、法第二十五条第三項 の規定により公園管理者に代わって次に掲げる権限を行

ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該公園管理者に通知しなければならない。

- 一 都市公園法第五条第一項 又は第六条第一項 若しくは第三項 の許可をすること。
 - 二 都市公園法第九条 の規定による協議をすること。
 - 三 都市公園法第二十二条第一項 の規定により協定を締結すること。
 - 四 都市公園法第二十六条第二項 又は第四項 の規定による命令をすること。
 - 五 都市公園法第二十七条第一項 又は第二項 の規定による処分をすること。
- 3 法第二十五条第一項 の規定により認定市町村が代わって行う公園管理者の権限は、同条第二項 の規定に基づき公示される都市公園の維持等の開始の日から都市公園の維持等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、都市公園法第二十八条 の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、損失を補償し、及び補償金額を同法第二十七条第二項第三号の理由を生じさせた者に負担させる権限については、都市公園の維持等の完了の日後においても行うことができる。

(認定町村の長が都市緑地法 の規定による事務を行うこととする場合における手続等)

第八条 都道府県知事は、法第二十九条第一項 の規定により同項 に規定する事務を認定町村の長が行うこととする場合には、当該認定町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定町村の長がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定町村の長の同意を求めなければならない。

- 2 認定町村の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、法第二十九条第一項 の規定により同項 に規定する事務を認定町村の長が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を公示しなければならない。
- 4 認定町村の長は、法第二十九条第一項 の規定により同項 に規定する事務を行ったときは、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

(地区施設)

第九条 法第三十一条第二項第一号 の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

(歴史的風致維持向上地区計画の区域の土地利用に関する基本方針にその用途等に関する事項を定めることができる建築物等)

第十条 法第三十一条第三項第一号 ホの政令で定める建築物等は、次に掲げる建築物等とする。

- 一 地域の伝統的な行事に用いられる衣服、器具その他の物件の保管を主たる目的とする倉庫
- 二 地域の歴史上価値の高い芸能の用に供されることによりその価値の形成に寄与する演芸場、観覧場、集会場その他これらに類する建築物等
- 三 地域の伝統的な構造、形態又は意匠の建築物等であって、主として地域の伝統的な技術、技能又は芸能の教授の用に供されるもの
- 四 地域の伝統的な構造、形態又は意匠の建築物等であって、主として法第三十一条第三項第一号イからニまで又は前二号に掲げる建築物等の利用者の宿泊の用に供されるもの

(歴史的風致維持向上地区整備計画において定める建築物等に関する事項)

第十一条 法第三十一条第四項第二号 の政令で定める建築物等に関する事項は、垣又はさくの構造の制限とする。

(歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要する行為)

第十二条 法第三十三条第一項 本文の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 建築物等の移転
- 二 建築物等の用途の変更(当該変更後の建築物等が歴史的風致維持向上地区整備計画において定められた建築物等の用途の制限又は用途に応じた建築物等に関する制限に適合しないこととなるものに限る。)
- 三 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更(当該変更後の建築物等が歴史的風致維持向上地区整備計画において定められた建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に適合しないこととなるものに限る。)
- 四 木竹の伐採(歴史的風致維持向上地区整備計画に法第三十一条第四項第三号 に掲げる事項と

して当該木竹の伐採の制限が定められている場合に限る。)

(歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十三条 法第三十三条第一項第一号 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる土地の区画形質の変更

イ 仮設の建築物等の新築、改築、増築又は移転の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

ロ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更

ハ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

二 次に掲げる建築物等の新築、改築、増築又は移転

イ 仮設の建築物等の新築、改築、増築又は移転

ロ 屋外広告物で表示面積が一平方メートル以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物（建築物以外の工作物をいう。ハ及びニにおいて同じ。）の新築、改築、増築又は移転

ハ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築、増築又は移転

ニ 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系（その支持物を含む。）、旗ざおその他これらに類する工作物の新築、改築、増築又は移転

ホ 農林漁業を営むために必要な物置、作業小屋その他これらに類する建築物等の新築、改築、増築又は移転

三 次に掲げる建築物等の用途の変更

イ 仮設の建築物等の用途の変更

ロ 建築物等の用途を前号ホに規定するものとする建築物等の用途の変更

四 第二号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

五 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第十四条 法第三十三条第一項第四号 の政令で定める行為は、第四条に規定する行為とする。

(歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しないその他の行為)

第十五条 法第三十三条第一項第六号 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更であって、歴史的風致維持向上地区整備計画において当該建築物等又はその敷地について定められている事項（当該歴史的風致維持向上地区整備計画において、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物の高さの最高限度が定められている場合における建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る同法第五十二条の規定による建築物の容積率の最高限度を超えるものを除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例でこれらに関する制限として定められている歴史的風致維持向上地区計画の区域内において行うもの

二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

三 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為であって、歴史的風致維持向上地区計画の目的の達成に支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該行為に係る建築物等の用途上又は構造上これを行うことがやむを得ないものとして国土

交通省令で定めるもの

(支援法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第十六条 法第三十五条第三号の政令で定める土地は、同条第二号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

(事務の区分)

第十七条 第六条第一項各号に掲げる事務のうち、同条の規定により町村が処理することとされているものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日政令第二八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一一月二八日政令第三六三号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二号まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則 (平成二十年十月三十一日 文部科学省・国土交通省令第一号)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十九条第二項並びに第二十七条第一項第二号の規定に基づき、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則を次のように定める。

（歴史的風致形成建造物の指定の提案）

第一条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項の規定により歴史的風致形成建造物の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び提案の理由を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

- 一 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
 - 二 当該建造物の写真
 - 三 法第十三条第一項の合意を得たことを証する書類
- 2 前項の規定は、法第十三条第二項の規定により歴史的風致維持向上支援法人が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、「第十三条第一項の規定により」とあるのは「第十三条第二項の規定により」と、「法第十三条第一項の合意」とあるのは「法第十三条第二項の同意」と読み替えるものとする。

（歴史的風致形成建造物の増築等の届出）

第二条 法第十五条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 当該行為の設計仕様書及び設計図
 - 二 当該歴史的風致形成建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
 - 三 当該歴史的風致形成建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
 - 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

（届出が必要な事項）

第三条 法第十五条第一項の主務省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所、行為の設計又は施行方法並びに完了予定日とする。

（変更の届出）

第四条 法第十五条第二項の主務省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第五条 法第十五条第二項の規定による届出は、変更に係る事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 2 第二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（台帳）

第六条 法第十九条第一項の歴史的風致形成建造物に関する台帳（次項において単に「台帳」という。）には、歴史的風致形成建造物につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 指定番号及び指定の年月日
 - 二 歴史的風致形成建造物の名称
 - 三 歴史的風致形成建造物の所在地
 - 四 歴史的風致形成建造物の所有者の氏名及び住所
 - 五 指定の理由
 - 六 法第十二条第一項に規定する土地又は物件の範囲
- 2 台帳の記載事項に変更があったときは、市町村長は、速やかにこれを訂正しなければならない。
 - 3 法第十二条第一項に規定する土地又は物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を

併せて保管しなければならない。

(法第二十七条第一項第二号 の主務省令で定める施設)

第七条 法第二十七条第一項第二号 の主務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した活動を行うことを主たる目的とする施設
- 二 地域の伝統的な行事に用いられる衣服、器具その他の物件の保管を主たる目的とする施設

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則

(平成二十年十月三十一日文部科学省・農林水産省・国土交通省令第一号)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第二項第七号及び第七条第一項の規定に基づき、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則を次のように定める。

(歴史的風致維持向上計画の記載事項)

第一条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 歴史的風致維持向上計画の名称
- 二 重点区域の名称
- 三 重点区域の面積
- 四 その他主務大臣が必要と認める事項

(認定歴史的風致維持向上計画の軽微な変更)

第二条 法第七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う重点区域の範囲の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、歴史的風致維持向上計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則 (平成二十年十月三十一日国土交通省令第九十一号)

最終改正：平成二三年六月三〇日国土交通省令第四八号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二十五条第二項、第三十三条第一項及び第二項並びに地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）第二条第一号ハ、第七条第二項及び第十五条第三号の規定に基づき、国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則を次のように定める。

（地域における歴史的風致の形成に寄与する施設）

第一条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一号ハの国土交通省令で定める施設は、休憩所、舟遊場、弓場、記念碑、時計台その他これらに類するものであって地域における歴史的風致の形成に寄与するものとする。

（都市公園の管理の公示）

第二条 市町村は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定により都市公園の維持等を行おうとするとき、及び都市公園の維持等を完了したときは、都市公園の名称及び位置、公園施設の種類、名称及び設置の場所（公園施設の新設、増設若しくは改築を行おうとするとき、及び当該行為を完了したときに限る。）並びに都市公園の維持等の開始の日（都市公園の維持等を完了したときにあっては、当該都市公園の維持等の完了の日）を公示するものとする。

（公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知）

第三条 令第七条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を示して行うものとする。

- 一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による許可を行った場合 次に掲げる事項
 - イ 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - ロ 許可に係る公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の目的、期間及び場所
 - ハ 許可に係る公園施設又は都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件の構造
 - 二 都市公園法第九条の規定による協議を行った場合 次に掲げる事項
 - イ 協議の相手方の名称、代表者の氏名及び住所
 - ロ 協議に係る都市公園の占用の目的、期間及び場所
 - ハ 協議に係る都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件の構造
 - 三 都市公園法第二十二条第一項の規定により協定を締結した場合 協定の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - 四 都市公園法第二十六条第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令を行った場合 次に掲げる事項
 - イ 命令の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - ロ 命令の内容
 - 五 都市公園法第二十七条第一項又は第二項の規定による処分（以下この号において「監督処分」という。）を行った場合 次に掲げる事項
 - イ 監督処分の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - ロ 監督処分の内容
- 2 前項第三号の協定を締結した認定市町村は、令第七条第二項の規定により公園管理者に通知する場合においては、当該協定又はその写しを併せて送付しなければならない。

（歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出）

第四条 法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第一による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの
 - 二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面
 - イ 敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの
 - ロ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（歴史的風致維持向上地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの
 - ハ 二面以上の建築物等の立面図で縮尺五十分の一以上のもの
 - ニ 建築物である場合にあつては、各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの
 - 三 建築物等の形態又は意匠の変更にあつては、前号イ及びハに掲げる図面
 - 四 木竹の伐採にあつては、次に掲げる図面
 - イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの
 - ロ 当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となるべき事項を記載した図書
- 第五条 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。
（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為）
- 第六条 令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
 - 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道又は専用自動車道（同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設又は管理に係る行為
 - 三 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
 - 四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為
 - 五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為
 - 六 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第十一条第一項の規定により独立行政法人森林総合研究所が行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為
 - 七 農業を営む者が組織する団体が行う農業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
 - 八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は改良に係る行為
 - 九 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設の設置又は管理に係る行為
 - 十 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設又は管理に係る行為
 - 十一 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設又は管理に係る行為
 - 十二 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は管理に係る行為
 - 十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設又は自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為

- 十四 港務局が行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項 に規定する業務に係る行為
- 十五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場又は同法第二条第五項 に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの設置又は管理に係る行為
- 十六 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 十七 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項 に規定する認定電気通信事業者が行う同項 に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 十八 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する放送設備（建築物であるものを除く。）の設置又は管理に係る行為
- 十九 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号 に規定する電気事業の用に供する同項第十六号 に規定する電気工作物又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項 に規定するガス工作物（同条第一項 に規定する一般ガス事業又は同条第三項 に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）の設置又は管理に係る行為
- 二十 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業若しくは同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項 に規定する水道施設、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項 に規定する工業用水道施設又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道、同条第四号 に規定する流域下水道若しくは同条第五号 に規定する都市下水路の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十一 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項 に規定する熱供給施設の設置又は管理に係る行為
- 二十二 水害予防組合が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号 から第三号 までに掲げる業務の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号 から第四号 までに規定する業務に係る行為
- 二十五 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第六号 に規定する業務（石油等（同法第三条 に規定する石油等をいう。）の探鉱に係る調査に関するものに限り、これに附帯する業務を含む。）に係る行為
（変更の届出）

第七条 法第三十三条第二項 の国土交通省令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項 の届出に係る行為が同項 各号に掲げる行為に該当することとなるものの以外のもとする。

第八条 法第三十三条第二項 の規定による届出は、別記様式第二による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則 （平成二三年六月三〇日国土交通省令第四八号）

この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

別記様式第一 （第五条関係）

別記様式第二 （第八条関係）